公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１４４号
滋賀県彦根市野良田町340番地１　1104号、前住所滋賀県彦根市西今町1131番地７
債務者　秋山　　稔
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　達生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第８４号
新潟県妙高市大字田切218番地２
債務者　岡田　隆吉
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月12日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第５８４号
埼玉県川越市郭町２丁目23番地７
債務者　青木　典子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　淑子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月28日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６０６号
埼玉県川越市神明町40番地２、前住所埼玉県川越市大字福田323番地６
債務者　森田　照夫
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　剛毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５４号
兵庫県加東市多井田772番地１
債務者　宮川　尚之
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　孝弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第４３９号
広島市南区皆実町３丁目４番12号
債務者　濱田　正之
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　胡木　健志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月18日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６１２号
広島市西区西観音町１番22―501号
債務者　田中　惠子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤真奈美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月18日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６４号
福岡県筑後市大字山ノ井295番地
債務者　江口　純一
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堺　　紀文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第３９３号
大阪府阪南市箱作441番地の67
債務者　井ノ下泰義
1　決定年月日時　平成24年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　早苗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４３２号
兵庫県宝塚市武庫山２丁目19―１―205、前住所兵庫県西宮市上ケ原十番町２番30―108号、住民票上の住所兵庫県三田市武庫が丘２丁目11番地15
債務者　鍛治　剛太
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　吉彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月20日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３５４号
兵庫県姫路市大津区平松403番地10
債務者　三原　浩一
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　文造
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３０４号
鹿児島県鹿児島市吉野町3355番地196
債務者　福田　博行
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　　稔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１０７２号
京都市東山区東大路三条下る２筋目北木之元町522番地　プレサンス京都東山605
債務者　絲苑こと　加藤　剛一
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南部　孝男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月５日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４４５号
大阪府和泉市和気町１丁目25番40号
債務者　田中　　茂
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山浦　美卯
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３５２号
大分県別府市大字南立石2169番地
債務者　赤嶺　通江
1　決定年月日時　平成24年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　昇悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３０３号
鹿児島県鹿児島市西陵６丁目33番27号
債務者　四位　博満
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩本　　研
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第９６４号
堺市北区北花田町２―175　レオパレスプレノートⅢ209号室、住民票上の住所大阪市中央区安堂寺町２丁目６番15―203号
債務者　中居　國光（旧姓吉竹）
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末井　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月10日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係